

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

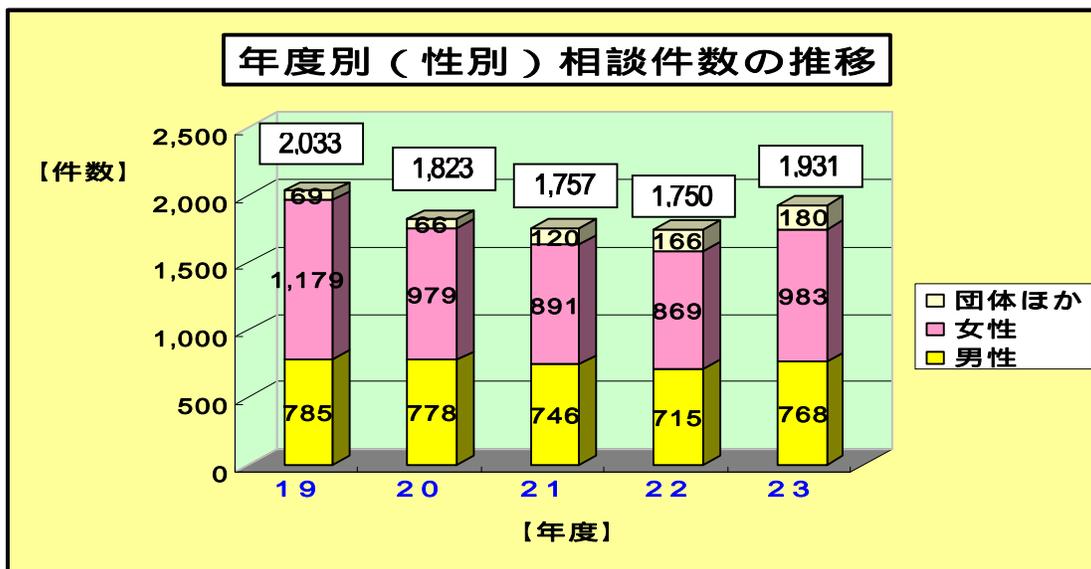
平成23年度に寄せられた消費者相談は1,931件でした。

すみだ消費者センターでは、消費生活に関する疑問や契約トラブル、苦情や問合せなどについて、専門の相談員が、アドバイスや斡旋、情報提供など解決のお手伝いをしています。

平成23年4月から平成24年3月までに寄せられた相談件数は1,931件です。件数としては、平成19年度の2,033件からは減少傾向でしたが、23年度は前年度と比べ10%強の増加になりました。

23年度にはよくある相談事例や悪質商法の手口などを掲載した、保存版「墨田区消費生活特集号」を作成、全戸配布しました。消費者センターや消費生活相談の存在を知っていただいたことで、これも相談件数の増加の要因の一つと考えております。

男女の比率は男性40%女性51%で、女性からの相談が多く寄せられており、ここ数年概ね同様な傾向となっています。



来月号には相談内容別の件数や傾向などの掲載を予定しています。

共同購入クーポンサイトで、エステの クーポン券を買ったのに、使用できない！！

【相談事例】

共同購入クーポンサイトで、近くのエステ店の広告を見つけた。「通常 6000 円的美顔コースを 2000 円でサービスが受けられる」という格安クーポンを購入した。購入後予約を取ろうとしたが、希望日は予約がいっぱいで取れなかった。その後仕事が忙しくなり、エステに行く暇がなく、気がついた時にはエステのクーポン券の有効期限が切れていた。利用できなかったのだから返金してほしい。

【アドバイス】

インターネットで他のユーザーと共同でクーポン券を購入し、通常より安い料金で商品やサービスを受けることができるという、「共同購入クーポンサイト」の相談が多く寄せられています。取り扱う商品は、飲食店、美容関係、医療、旅行、ホテルなど様々です。決められた時間内に一定の人数がクーポンを購入することで契約が成立し、割引クーポン券を購入することができるシステムになっています。

その反面、多くの方がクーポン券を利用するために、予約が取りにくい場合があります。また、粗悪な商品だったりする事例もあります。



アドバイス

- ・クーポン券には、利用期限が決められているものが多くあり、自分のスケジュールに十分に余裕があるのかを確認して購入しましょう。
- ・期限が切れたクーポン券の利用、返金はできないので、注意しましょう。
- ・クーポン券はキャンセルができないことが多いので、購入する前にクーポン券の利用条件等を十分に確認しましょう。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

